

平成 2 2 年度

事業計画書

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

## はじめに

原子力発電は、我が国のエネルギー供給の中核として位置づけられており、それを揺るぎないものにしていくためには、核燃料サイクルの確立が肝要である。そのために残された大きな課題が放射性廃棄物処理処分の円滑な実施である。

当センターは、設立以来、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する低レベル放射性廃棄物から高レベル放射性廃棄物まで全ての放射性廃棄物の処理処分を対象とする我が国唯一の放射性廃棄物に特化した中立の調査研究機関として活動を行っている。

また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」及び「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき、国の指定を受け、高レベル放射性廃棄物及びTRU廃棄物（地層処分対象）の最終処分積立金の管理業務並びに再処理等積立金の管理業務を行っている。

以上のように当センターは、調査研究と資金管理を二本の柱として、原子力利用の環境を整備することによって、我が国のエネルギー確保に寄与してきた。

平成22年2月1日には、これらの事業の公益性が認められ、公益法人改革関連三法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けて、「公益財団法人」に移行した。

平成22年度においても、引き続き、調査研究等事業と資金管理業務について、公益目的に沿った活動を行う。

## 目 次

### 1. 放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査研究及び成果等普及事業

(調査研究等事業に関する事業計画書：公益目的事業 I) ……調査-1

### 2. 高レベル放射性廃棄物等の最終処分及び再処理等事業の確実な実施に

係る支援業務

(最終処分事業等支援業務に関する事業計画書：公益目的事業 II)

(1) 最終処分資金管理業務に関する事業計画書……………最終処分-1

(2) 再処理等資金管理業務に関する事業計画書……………再処理等-1

1. 放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査研究及び成果等普及事業

(調査研究等事業に関する事業計画書：

公益目的事業 I)

平成 2 2 年度  
調査研究等事業に関する事業計画書

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

当センターは、昭和51年の設立以来、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する放射性廃棄物の安全かつ合理的な処理処分のために各種技術の開発、データ・情報の収集・整備、実証試験などの調査・研究・開発（以下「調査研究」という。）を実施するとともに、これらの成果等の普及を行ってきた。

平成22年度においても、これまでの実績を踏まえ、放射性廃棄物の管理処分、地層処分及びそれらに共通の課題について調査研究を進める。特に、放射性核種濃度の比較的高い低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分、高レベル放射性廃棄物及びTRU廃棄物の地層処分に向けた調査研究に積極的に取り組む。併せて、調査研究能力を活用した放射性廃棄物処分への理解促進、研究成果・情報の発信・提供等による放射性廃棄物処理処分の技術基盤強化に貢献する。

これらの実施に当たっては、従来どおり学識経験者等専門家からなる委員会に諮って意見を求めるほか、国内外の実施主体、研究機関等と密接に連携し、協調を図る。

本年度に実施する調査研究等は以下のとおりであるが、積極的に応札活動を展開することを前提に入札に係る案件も織り込んでいる。

## 1. 放射性廃棄物の管理処分に関する調査研究

低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分、浅地中処分に向けた技術確証、規格整備等に関する調査研究を行う。

### (1) 放射性核種濃度の比較的高い低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に向けた確証試験

放射性核種濃度の比較的高い低レベル放射性廃棄物の安全かつ合理的な余裕深度処分の実施のため、地下空洞型処分施設を対象とし、実規模での人工バリア施工技術の確証を行う。

### (2) ウラン廃棄物処分に向けた調査研究

ウラン廃棄物の特徴を考慮したクリアランスのための処理、検認を含む合理的な処分等に資する調査研究を行う。

### (3) 低レベル放射性廃棄物処分に係る規格整備に向けた調査研究

廃棄体の製作・検査方法等の合理的な規格整備に資する調査研究を行う。

## 2. 放射性廃棄物の地層処分に関する調査研究

高レベル放射性廃棄物及びTRU廃棄物の地層処分技術の信頼性と安全性の一層の向上を目指し、人工バリアの製作・施工等の工学技術、長期安全性に係る評価技術、炭素14・ヨウ素129を含む廃棄物の処理技術の高度化開発等に重点をおいた調査研究を行う。

### (1) 高レベル放射性廃棄物の地層処分に向けた調査研究

- ① 工学技術については、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体のオーバーパックの遠隔溶接検査技術、人工バリアの遠隔搬送・定置技術

等に関する調査研究を行い、技術メニューの整備を進めるとともに、オーバーパック溶接部の長期健全性、緩衝材の膨潤挙動等に関する調査研究を行う。

- ② 社会ニーズ等に対応する周辺技術については、モニタリングシステム、記録保存等に関する調査研究を行う。

## **(2) TRU廃棄物の地層処分に向けた調査研究**

- ① 長半減期放射性核種（炭素14・ヨウ素129）への対策を図るため、放射化金属廃棄物からの炭素14の放出挙動の調査及び長期閉じ込め技術の開発並びにヨウ素の固定化処理技術の開発を行う。
- ② 性能評価技術の高度化を図るため、人工バリア材料（ベントナイト系材料・セメント系材料）の長期変遷評価を行うとともに、人工バリア中のガス移行挙動の評価を行う。

## **3. 放射性廃棄物全般に共通する調査研究**

### **(1) 放射性廃棄物処分に関する情報の整備**

海外の関係機関との情報交換、協力等を通じて、諸外国の放射性廃棄物処分に関する処分地選定、制度整備、資金確保、安全規制・基準、研究開発状況等の最新情報を収集・整備するとともに、情報提供等を行う。

### **(2) 重要基礎技術に関する調査研究**

放射性廃棄物処分に係る基礎的な研究、長期間を要する研究等のテーマを抽出し、大学等の研究者によって研究を行う。併せて、ナチュラルアナログ（天然の類似現象）の活用についての調査研究等を行う。

## **4. 成果等の普及**

当センターの調査研究能力を活用した放射性廃棄物処分への国民の理解促進、放射性廃棄物処分の技術基盤強化に貢献する成果・情報の発信・提供等を行う。

### **(1) 放射性廃棄物処分への理解促進**

国民全般の放射性廃棄物処分への理解促進のため、地層処分概念とその工学的実現性などを実感・体感できる実規模の試験設備の製作を行うとともに、展示・公開する。

### **(2) 論文発表等による成果の普及**

論文発表等で調査研究成果を普及するとともに、活動状況をまとめた原環センター技術年報等を刊行する。

### **(3) 研究発表会、講演会・セミナー等による情報提供等**

研究発表会、講演会・セミナー等を開催し、放射性廃棄物処分等に関する情報提供及び知識・技術の普及を行う。

### **(4) ホームページ、情報冊子等による情報発信**

上記による成果・情報提供と併せて、ホームページ、情報冊子等による放射性廃棄物に関する情報の発信を行う。

2. 高レベル放射性廃棄物等の最終処分及び  
再処理等事業の確実な実施に係る支援  
業務

(最終処分事業等支援業務に関する

事業計画書：公益目的事業 II)

平成 2 2 年度  
最終処分資金管理業務に関する事業計画書

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

平成12年11月1日に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」という。）第58条第2項の規定による指定法人に指定され、最終処分法第75条第1項に規定する最終処分資金管理業務を開始して以来、本年度で11年目を迎えることとなった。

### 【第一種最終処分積立金\*注1】

平成21年度においては、原子力発電環境整備機構（以下「原環機構」という。）から平成21年3月に平成20年度の積立金（約690億円）を受け入れて、最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。平成21年度末運用残高は平成22年3月受入予定の平成21年度積立金約833億円を含め約7,393億円※注2と見込まれる。

平成22年度においては、平成21年度積立金及び本年度に積み立てられる平成22年度積立金（約837億円）、償還金（約631億円）を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し（約87億円）を円滑に行うこととする。これにより、平成22年度末運用残高は約8,245億円※注2と見込まれる。

また、原環機構の平成21年度の積立金の取戻し（約43億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

### 【第二種最終処分積立金\*注1】

平成21年度においては、原環機構から平成21年3月に平成20年度の積立金（約59億円）を受け入れて、最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。平成21年度末運用残高は平成22年3月受入予定の平成21年度積立金約51億円を含め約136億円※注2と見込まれる。

平成22年度においては、平成21年度積立金及び本年度に積み立てられる平成22年度積立金（約51億円）を安全かつ確実に運用すべく、的

確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し（約 27 億円）を円滑に行うこととする。これにより、平成 22 年度末運用残高は約 161 億円※注 2 と見込まれる。

また、原環機構の平成 21 年度の積立金の取戻し（約 12 億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

これらの業務の遂行については、「資金管理業務に関する情報公開規程」に基づいて、最終処分積立金の管理に関して適切な情報開示に努めるとともに、「資金管理業務に関する倫理規程」に基づき最終処分資金管理業務に携わる役職員の倫理の保持にも注意を払うほか、内部の業務管理体制についても相互に牽制を保持していくなど厳正管理に努める。

※注1 第一種最終処分積立金は、最終処分法第 11 条第 1 項の拋出金に係る最終処分積立金を指す。また、第二種最終処分積立金は、最終処分法第 11 条の 2 第 1 項の拋出金に係る最終処分積立金を指す。

※注 2 運用残高は未収利息を含む。

## 1. 最終処分積立金の的確な管理・運用

最終処分資金管理業務規程及び同規程に基づき設置されている最終処分積立金運用委員会の意見を踏まえ、第一種最終処分積立金及び第二種最終処分積立金を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努める。

第一種最終処分積立金については、平成21年度と同様に長期的な運用の基本方針である「長期的に安全確実性を重視した運用、割引率を目標とした運用収益の確保及び市場への影響に配慮」に沿って、的確な運用に努めるとともに、保有する事業債及び地方債について発行体の財務分析を行うなど、債券の信用リスクに対応した管理・運用に努めることとする。

第二種最終処分積立金については、第一種最終処分積立金と同様の運用基本方針を踏まえつつも、中長期的なキャッシュ・フローを考慮し、将来の積立金取戻しに備えた手元流動性の確保及び運用収益の確保の双方に配慮した債券運用を行うこととする。

## 2. 最終処分積立金の支出確認及び取戻しへの対応

平成21年度の原環機構の最終処分積立金の取戻しは、第一種最終処分積立金が約43億円、第二種最終処分積立金が約12億円となっており、それぞれ取り戻された額に相当する金額が、最終処分業務の実施に必要な費用に適切に支出されたか否かの確認を厳正に行う。

また、平成22年度の原環機構の必要支出額に係る第一種最終処分積立金の取戻し（約87億円）及び第二種最終処分積立金の取戻し（約27億円）に関し、適切に対応する。

平成 2 2 年度

再処理等資金管理業務に関する事業計画書

平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

平成17年10月11日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」第10条第1項の規定による資金管理法人の指定を受け、同条第2項に規定する再処理等資金管理業務を開始して以来、本年度で6年目を迎えることとなった。

平成21年度においては、特定実用発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から使用済燃料再処理等積立金（以下「再処理等積立金」という。）を、一部、原子炉設置者の積立金の減額はあったものの、平成22年3月受入予定分を含め4回に分割して受け入れて（5,788億円）、再処理等資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見込みとなった。平成21年度末運用残高は約2兆1,443億円と見込まれる。

平成22年度においては、原子炉設置者から積み立てられた平成21年度再処理等積立金及び本年度に積み立てられる平成22年度再処理等積立金（約5,837億円）を加え、安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めることとする。また、原子炉設置者への再処理等積立金の取戻し（約3,094億円）を円滑に行うこととする。これにより平成22年度末運用残高は約2兆4,186億円と見込まれる。

また、原子炉設置者の平成21年度の再処理等積立金の取戻し（約2,733億円）に関して支出確認の業務を適切に行うこととする。

これらの業務の遂行については、「資金管理業務に関する情報公開規程」に基づいて、再処理等積立金の管理に関して適切な情報開示に努めるとともに、「資金管理業務に関する倫理規程」に基づき再処理等資金管理業務に携わる役職員の倫理の保持にも注意を払うほか、内部の業務管理体制についても相互に牽制を保持していくなど厳正管理に努める。

## 1. 再処理等積立金の的確な管理・運用

再処理等資金管理業務規程及び同規程に基づき設置されている再処理等積立金運用委員会の意見を踏まえ、原子炉設置者からの再処理等積立金を安全確実に運用すべく、的確な業務管理に努める。

平成22年度においては、再処理等積立金の運用基本原則である「①元本確保を前提とした安全確実な運用、②運用利回りの確保、③市場への影響が生じないよう配慮した運用、④各社ごとに平等な取扱い、⑤運用・管理コスト面に配慮した運用」の5点に沿って、的確な運用に努めるとともに、国債を中心とする運用資産につき、安全かつ確実な管理・運用を行うこととする。

## 2. 再処理等積立金の支出確認及び取戻しへの対応

平成21年度の再処理等積立金の取戻しに関して、取り戻された再処理等積立金の額に相当する金額（約2,733億円）が確実に再処理等に要する費用に支出されたか否かの確認を厳正に行う。

また、原子炉設置者からの請求書に基づき行う平成22年度の再処理等積立金の取戻し（約3,094億円）に関し、適切に対応する。

## 3. 利息の払渡し

再処理等積立金の運用から得た利息については、再処理等資金管理業務規程第12条及び再処理等資金管理業務実施細目第6条に基づき、適切に原子炉設置者に払い渡す。